

京都市告示第208号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時の休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年6月28日

京都市長 門川大作

臨時で休所する日：令和元年7月1日（月）

（産業観光局農林振興室農林企画課）